

## 保有個人データ開示等取扱細則

平成 17 年 9 月 16 日制定

平成 29 年 9 月 15 日一部改正

令和 4 年 11 月 17 日一部改正

理事会は、個人情報取扱規程第 21 条から第 40 条の規定に基づき、保有個人データ開示等取扱細則を次のように定める。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という）が取り扱う保有個人データの開示等の手続について、役員、顧問、当協会の管理する個人データを取り扱う権限を有する会員並びに当協会事務局の職員及び嘱託（以下「従業者」という。）が遵守すべき事項を定める。

#### (定義)

第 2 条 本細則における用語の定義は、個人情報取扱規程に従う。

### 第 2 章 管理体制

#### (保有個人データの開示等の取り扱い窓口)

第 3 条 事務局長は、当協会の保有個人データの開示等の取り扱いについての責任を有する。

2 事務局は、当協会の保有個人データの開示等の取り扱いに関する受付窓口とする。

### 第 3 章 公表事項

#### (公表方法)

第 4 条 当協会は、個人情報の保護に関する法律及び当協会の個人情報取扱規程に基づき、本人に公表、本人が知り得る状態又は本人が容易に知り得る状態に置くべき事項を当協会のウェブページ（URL: <http://www.sfkk.or.jp>）に掲載するとともに、当協会事務局に書面にて備え付けることとする。

#### (公表事項)

第 5 条 当協会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び当協会の個人情報取扱規程に基づき、本人に公表、本人が知り得る状態又は本人が容易に知り得る状態に置くべき事項を次のとおり定める。

## 1 個人情報の利用目的等

(1) 書面で個人情報を直接取得する場合以外の方法で、個人情報を取得する場合の利用目的（法第 21 条第 1 項関係）

- ① 個人情報の名称
- ② 利用目的
- ③ 摘要（第三者提供、共同利用に該当する個人情報であることについての事項）

(2) 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしている場合の公表事項として以下の事項

- ① 個人データの名称
- ② 第三者に提供する個人データの項目
- ③ 第三者への提供の手段又は方法

(3) 共同利用に関する公表事項として以下の事項（法第 27 条第 5 項 3 号関係）

- ① 個人データの名称
- ② 共同利用して利用される個人データの項目
- ③ 共同利用する者の範囲
- ④ 共同利用する個人データの管理について責任を有する者

## 2 保有個人データに関して、本人の知り得る状態に置くべき事項として以下の事項（法第 32 条第 1 項関係）

(1) 保有個人データの名称

(2) 利用目的

## 3 開示等の求めに応じる手続等に関する事項（法第 33 条～38 条関係）

- 一 開示等の求めの対象となる保有個人データの項目
- 二 開示等の申し出先
- 三 開示等の求めに際して提出すべき書面及び手数料等
- 四 代理人による開示等の求めの方法
- 五 開示の求めの手数料及びその徴収方法
- 六 開示等の求めに対する回答方法
- 七 開示等の求めに関して取得した個人情報の利用目的及び保存期間
- 八 不開示事由についての説明及び手数料の取り扱い
- 九 苦情及び相談の受付に関する事項

なお、該当事項が無い場合は、該当事項なしと記載するものとする。

（公表事項の承認）

第 6 条 公表事項については、理事会がその内容を承認する。

## 第 4 章 本人の求めによる開示等の手続全般に関する事項

（保有個人データの開示手続）

第 7 条 本人の求めによる開示手続は、書面により、日本語で行うものとする。

(開示等の受付)

第 8 条 本人からの保有個人データの開示等の受付は書面による郵送によるものとする。

2 郵送のあて先は、当協会事務局個人情報開示等請求受付係とする。

(保有個人データの開示等申請書の配布)

第 9 条 保有個人データの開示等申請書は、当協会のウェブページより本人又は代理人がダウンロードすることができるようにする。

2 ウェブページより本人又は代理人がダウンロードできない場合は、本人又は代理人が、当協会まで第 1 種定型郵便物 25 g 以内の料金相当の切手及び住所氏名を記入した封筒を同封のうえ、当協会事務局個人情報開示等請求受付係まで郵送し、当協会から折り返し、保有個人データ開示申請書、保有個人データ訂正等申請書、保有個人データ利用停止等申請書、保有個人データ第三者提供停止申請書の 4 申請書を封入し、本人又は代理人あてに郵送することとする。

(本人確認のための書類)

第 10 条 本人確認（代理人が代理人本人であることを確認することも含む）のための書類は、個人番号カード（表面のみ）、住民票（個人番号を抜いたもの）、運転免許証、パスポート、年金手帳、健康保険被保険者証、特別永住者証明書、在留カード等（有効期限のないものは発行日から 6 か月以内）の写しを 1 つ以上及び印鑑証明書（申請日より 3 か月以内のもの）をもって行うものとする。

(代理人であることを確認するための書類)

第 11 条 代理人が法定代理人である場合、請求資格確認書類（法定代理人のみ）は、戸籍謄本、登記事項証明書、審判書等（法定代理権があることを確認させていただくための書類を 1 つ以上）、法定代理人であることの確認書類は、個人番号カード（表面のみ）、住民票（個人番号を抜いたもの）、運転免許証、パスポート、年金手帳、健康保険被保険者証、特別永住者証明書、在留カード等（有効期限のないものは発行日から 6 か月以内）の写しを 1 つ以上及び印鑑証明書（申請日より 3 か月以内のもの）とする。

2 委任による代理人である場合、代理権があることを証明するための書類は、本人の実印が押印された委任状及び本人の印鑑証明書（申請日より 3 か月以内のもの）のほか、運転免許証、旅券、健康保険証、外国人登録証明書の写しのいずれか 1 つ以上及び代理人の印鑑証明書（申請日より 3 か月以内のもの）とする。

(開示等の回答)

第 12 条 当協会は、本人からの保有個人データの開示等に対する回答は、申請書記載住所又は代理人住所あてに書面にて遅滞なく回答することとする。

2 該当する保有個人データが存在しないときにはその旨を知らせる。

3 開示等に対応しない場合はその理由を回答する。

## 第5章 保有個人データの開示にかかわる事項

(開示のための申請)

第13条 本人からの求めによる保有個人データの開示の受け付けは、保有個人データ開示申請書（開示等様式1）による。

(開示の手数料及びその徴収方法)

第14条 当協会は、本人からの求めによる保有個人データの開示にかかわる手数料を1,000円（消費税込み）とする。

2 開示にかかわる手数料の徴収方法は郵便切手により行うものとする。

3 次条各号による不開示の場合でも所定の手数料は返還しないものとする。

(開示を行わない場合)

第15条 当協会は、以下の事由に該当する場合は、申請された開示事項に対して不開示（一部を不開示とする場合も含む）とする。

- 一 開示等の求めの対象が、法第2条で定義する保有個人データに該当しない場合
- 二 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 三 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 四 不動産の鑑定評価に関する法律その他の法令に違反することとなる場合
- 五 保有個人データに該当する本人の氏名その他の個人情報の存在が認められない場合
- 六 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- 七 所定の申請書類に明らかな虚偽がある場合

## 第6章 保有個人データの訂正等にかかわる事項

(訂正等)

第16条 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの訂正等を求められた場合には、不動産の鑑定評価に関する法律その他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき当該保有個人データの内容の訂正を行うこととする。

(訂正等のための申請)

第17条 本人からの求めによる保有個人データの訂正等の受け付けは、保有個人データ訂正等申請書（開示等様式2）による。

(訂正等を行わない場合)

第18条 当協会は、以下の事由に該当する場合は、申請された訂正等の対応を行わないこととする。

- 一 訂正等の求めの対象が、法第 2 条で定義する保有個人データに該当しない場合
- 二 本人が識別される保有個人データの内容が事実でないとはいえない場合
- 三 本人が識別される保有個人データの内容の訂正等に法令の規定により特別の手続が定められている場合
- 四 利用目的の達成に必要なでない場合
- 五 保有個人データに該当する本人の氏名その他個人情報の存在が認められない場合
- 六 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- 七 所定の申請書類に明らかな虚偽がある場合

## 第 7 章 保有個人データの利用停止等にかかわる事項

### (利用停止等)

第 19 条 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第 16 条の規定に違反して取り扱われているという理由又は法第 17 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うこととする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、利用停止等を行わないことができる。

2 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが、法第 16 条の規定に違反して取り扱われているという理由又は法第 17 条の規定に違反して取得されたものであるという理由以外の理由によって、当該保有個人データの利用停止等を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、本人の意思を尊重し、できる限り利用停止等の求めに応じるものとする。

### (利用停止等のための申請)

第 20 条 本人からの求めによる保有個人データの利用停止等の受け付けは、保有個人データの利用停止等申請書（開示等様式 3）による。

### (利用停止等を行わない場合)

第 21 条 当協会は、以下の事由に該当する場合は、申請された利用停止等の対応を行わないこととする。

- 一 保有個人データに該当する本人の氏名その他個人情報の存在が認められない場合
- 二 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- 三 所定の申請書類に明らかな虚偽がある場合

## 第 8 章 保有個人データの第三者提供の停止にかかわる事項

### (第三者提供の停止)

第 22 条 当協会は、本人から当該本人が識別される保有個人データが、法第 31 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止することとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供を停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の管理利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、第三者提供の停止を行わないことができる。

2 当協会は、本人から当該本人が識別される保有個人データが、法第 31 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由以外の理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、本人の意思を尊重し、できる限り第三者への提供の停止の求めに応じるものとする。

3 なお、法第 27 条第 2 項の規定により個人データの第三者提供を行っている場合は、本人からの求めに応じて個人データの第三者提供を停止することに留意する。

(第三者提供の停止のための申請)

第 23 条 本人からの求めによる保有個人データの第三者提供の停止の受け付けは、保有個人データ第三者提供停止申請書（開示等様式 4）による。

(第三者提供の停止等を行わない場合)

第 24 条 当協会は、以下の事由に該当する場合は、申請された第三者提供停止の対応を行わないこととする。

- 一 保有個人データに該当する本人の氏名その他個人情報の存在が認められない場合
- 二 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- 三 所定の申請書類に明らかな虚偽がある場合

附 則

この細則は、平成 17 年 10 月 1 日からこれを施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 9 月 15 日からこれを施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 11 月 17 日からこれを施行する。

保有個人データ開示申請書

年 月 日

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会  
個人情報開示等請求受付係宛

申 請 者  
住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

個人情報の保護に関する法律第33条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

ご本人の氏名	
開示を請求する保有個人データの内容・請求の必要性	
ご希望する回答方法	<input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 郵送(書面)

※ 代理人が請求される場合には、次の欄も記入してください。下記「本人」欄には委任者ご本人について記入してください。

代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人
ご本人	住 所
	氏 名
	電 話 番 号 ( )

備考

1. のある欄は、該当する箇所にチェック印を記入してください。
2. 開示請求に係る保有個人データ的内容及び請求の必要性については、できるだけ具体的にご記入ください。
3. ご本人が請求される場合は、ご本人であることを証明する書類(個人番号カード【表面のみ】、住民票【個人番号を抜いたもの】、運転免許証、パスポート等の写し及び印鑑証明書)をご提出ください。
4. 代理人が請求される場合は、前記の3.に加え、代理人であることを証明する書類及び代理人が代理人本人であることを証明する書類(公表事項ご参照)をご提出ください。
5. 開示請求には1件につき手数料1,000円が必要となります。1,000円分の切手をご同封ください。

\*当協会使用欄

受 付	確 認	回 答

保有個人データ訂正等申請書

年 月 日

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会  
個人情報開示等請求受付係宛

申 請 者  
住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

個人情報の保護に関する法律第34条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正等を請求します。

ご本人の氏名	
訂正等を請求する保有個人データの内容	
訂正等を求める内容及び理由	

※ 代理人がご請求される場合には、次の欄もご記入ください。下記「ご本人」欄には、委任者ご本人について記入してください。

代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人
ご本人	住 所
	氏 名
	電 話 番 号 ( )

備考

1. □のある欄は、該当する箇所にチェック印を記入してください。
2. 訂正等に係る保有個人データ的内容及び理由については、できるだけ具体的にご記入ください。
3. 訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する書類等をご提出ください。
4. ご本人が請求される場合は、ご本人であることを証明する書類（個人番号カード【表面のみ】、住民票【個人番号を抜いたもの】、運転免許証、パスポート等の写し等及び印鑑証明書）をご提出ください。
5. 代理人が請求される場合は、前記の4.に加え、代理人であることを証明する書類及び代理人が代理人本人であることを証明する書類（公表事項ご参照）をご提出ください。

\*当協会使用欄

受 付	確 認	回 答



保有個人データ利用停止等申請書

年 月 日

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会  
 個人情報開示等請求受付係宛

申 請 者  
 住 所  
 氏 名  
 電話番号 ( )

個人情報の保護に関する法律第35条第1項の規定により、次のとおり保有個人データの利用停止等を請求します。

ご本人の氏名	
利用停止等の申出をする保有個人データの内容	
利用停止等を求める理由	

※ 代理人が申出される場合には、次の欄もご記入ください。下記「ご本人」欄には、委任者ご本人について記入してください。

代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人	
ご本人	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	( )

備考

1. のある欄は、該当する箇所にチェック印をご記入ください。
2. お申出に係る保有個人データ的内容及び利用停止等を求める理由については、できるだけ具体的にご記入ください。
3. ご本人が申出される場合は、ご本人であることを証明する書類（個人番号カード【表面のみ】、住民票【個人番号を抜いたもの】、運転免許証、パスポート等の写し及び印鑑証明書）をご提出ください。
4. 代理人が申出される場合は、前記の3.に加え、代理人であることを証明する書類及び代理人が代理人本人であることを証明する書類（公表事項ご参照）をご提出ください。

\*当協会使用欄

受 付	確 認	回 答

保有個人データ第三者提供停止申請書

年 月 日

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会  
個人情報開示等請求受付係宛

申 請 者  
住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

個人情報の保護に関する法律第35条第3項の規定により、次のとおり保有個人データの第三者提供の停止を請求します。

ご本人の氏名	
第三者提供停止 申出をする保有 個人データの内容	
第三者提供の停止を求 める理由	

※ 代理人が申出される場合には、次の欄もご記入ください。下記「ご本人」欄には、委任者ご本人について記入してください。

代理人の区分	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人	
ご 本 人	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	( )

備考

1. のある欄は、該当する箇所にチェック印をご記入ください。
2. お申出に係る保有個人データの内容及び第三者提供の停止を求める理由については、できるだけ具体的にご記入ください。
3. ご本人が申出される場合は、ご本人であることを証明する書類(個人番号カード【表面のみ】、住民票【個人番号を抜いたもの】、運転免許証、パスポート等の写し及び印鑑証明書)をご提出ください。
4. 代理人が申出される場合は、前記の3.に加え、代理人であることを証明する書類及び代理人が代理人本人であることを証明する書類(公表事項ご参照)をご提出ください。

\*当協会使用欄

受 付	確 認	回 答